

第一章 戦時体制と高槻の町政

第一節 国家総動員体制下の高槻町政

戦時体制 一九二九（昭和四）年〜三〇年の大恐慌は、政府・財界・軍部・政党に深刻な危機感をいだへのみち かせた。さらに朝鮮や中国の民族闘争の発展が日本の対外侵略に歯止めをかけていた。日本

の対外投資の大部分は満州（中国東北部）に集中していた。また満州における外国資本の七〇パーセント以上は日本の資本であった。その満州の支配者張作霖の息子張学良は、日本の満州政策に対抗する政策を推進していた。これに対して政府や軍部は、日本資本主義の危機を救うみちを満州市場の独占と戦争経済に求め、国民をその方向に導いていた。このような政府や軍部の政策が一九三一（昭和六）年九月一八日、奉天（瀋陽）郊外の柳条溝における満鉄線路の爆破を契機としていわゆる満州事変をひきおこした。

この満州事変は、日中戦争を経て太平洋戦争にいたるいわゆる一五年戦争の幕あけとなった。満州事変の起った時、日本経済は不況のどん底にあった。都市の景気は、戦争によって軍事工業が活況を呈しはじめたのにつれて、急速に回復に向っていった。しかし、農村の不景気は、一九三六（昭和一一）年までつづいた。



写373 柳条溝事件の報道（「大阪朝日」昭和6年9月19日）

このような農村恐慌をきりぬけるために政府は農村経済更生運動を展開した。これは、一九三二（昭和七）年九月に農林省に経済更生部が新設されて以後、とりあげられるようになった政策のひとつである。この運動は、農民の自力によって農家の労働の強化と生活の緊縮をはかり、農民たちが恐慌の最中をなんとか生きぬけるようにしようとするものであり、第一次世界大戦後の民力涵養運動を新しい情勢に応じて転化させ、それをいっそう強力な力かたちで展開させようとしたものであった。

高槻地域の樫田村に残っている史料によると、同村では、一九三五（昭和一〇）年一二月に経済更生委員会規定が制定されているから、この頃には同村において経済更生運動が実施されていたことがわかる。しかし、この規定は、一九三七（昭和一二）年一〇月に国民精神総動員運動の趣旨に合うよう改定されたものと思われる。この改定された樫田村経済更生委員会規定によると、同村の経済更生委員会は、同村の経済更生その他の振興をはかるため、次のような事業を行うことになっている。

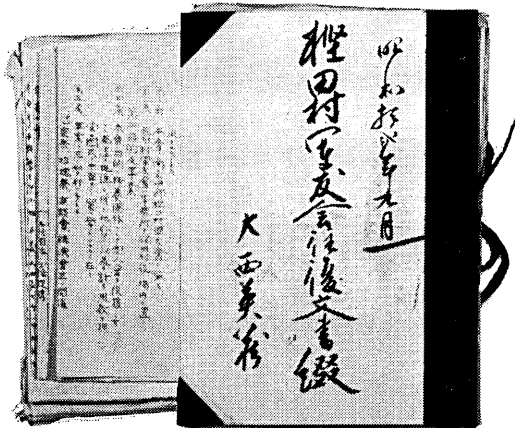
- (一) 経済更生計画の樹立、
- (二) 京都府経済更生委員会の審査を経て決定された経済更生計画を実行

するに当たつての統制と指導督励、(三)毎月または随時に会合して同村の各種機関や組織の連絡協調をはかること、(四)日本精神の発揚、公民道の振興をはかること、(五)各種選挙の肅正をはかること、(六)社会教育の普及徹底をはかること、(七)勤労奉仕に関する事業、(八)国民精神総動員に関する事業、(九)その他経済更生委員会の目的達成のうえで必要な事業である〔二一四〕。

このような経済更生運動は、満州事変から日中戦争へと続く戦争の時代へ突入していく過程で、継続して展開された。もともとこの運動は、既述したように不況から脱して村全体の力でその自力更生をはかるためにはじめられたものであったが、後述するように国民精神総動員運動が行われるようになると、戦時体制への村ぐるみの協力と組織化にそのまま役立つようになっていったのである。

国家総力 一九三七(昭和一二)年七月、日中全面戦争が
戦体制 はじまった。政府は同年九月九日、内閣告諭と

訓令をだして、挙国一致・尽忠報国・堅忍持久を掛け声に国民精神総動員運動を開始した。これははじめは日本精神発揚・敬神思想発揚などの精神運動が中心であったが、戦争が長期化するにつれて献金・献品・国債応募・貯蓄奨励・物資愛護などの運動も行うようになった。こうして政府は国民を戦争体制に動



写374 樫田村軍友会規約(大西(哲)家文書)

員しようとしたのである。

高槻町においても、同年、国民精神総動員運動を実施するため、早速、「自治振興委員会」を設け、町内には「町内会」、部落には「部落会」を設置し、運動を推進するほか、その一環として出征軍人家族援護を行うため組合を組織している〔高槻町昭和一二〕。
〔年事秘報告書〕。

また、同年度の檜田村の「国民精神総動員実施要領」をみると次のようになっていた。運動目標は、まず「日本精神発揚」として「1 運動ノ趣旨普及、銃後ノ後援強化」、「2 皇軍ノ武運長久」、「3 出征将兵家族ノ慰安」、「4 出征兵ヘノ感謝」があげられ、ついで「非常時経済」として「1 国力ノ充実」、「2 献金」があげられている。そしてそれぞれ「実践事項」と「必行事項」が記されている。たとえば、一九三七（昭和一二）年一〇月九日の実践事項は「亀岡ニ於ケル国民精神総動員講演協議会ニ、吏員及村内各種団体関係者ノ出席」、必行事項は「神宮遙拝、宮城遙拝、神社参拝」となっている。

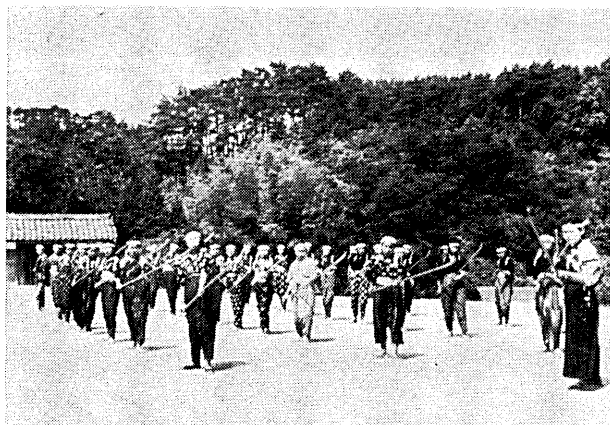
「国民精神総動員ニ関スル計画」では「計画項目」として「A 実行事項 麦作増殖」「B 計画事項 連絡強調 経済的生産ノ向上ヲ計ル 俵装班ノ設置 婦人会トノ提携 自給自足ヲ計ル 時局認識」が掲げられている。これはたとえば「A 実行事項 麦作増殖」では、農会において「麦作ノ奨励 麦作試験日ノ設置」を行い、農家において「麦作ヲ少シデモ試作シ、副業ノ将来ヲ計ルト共ニ、一面土地改良ヲ計ル」ことである。「時局認識」では、農会において「時局認識ヲ深メ、指導言語・動作上ニモ、非常時ヲ反映セシメ」、農家において「時局ヲ認識シ、一層業務ニ精励」することである〔二一五〕〔近現代〕。

つづいて一九三八（昭和二三）年四月一日、強力な戦時立法として国家総動員法が公布（五月五日施行）さ

軍少将ほかの講師を招いて、十数回にわたって時局講演会、懇談会を開いたり、生活の刷新、物資の節約、勤儉貯蓄の奨励、廃品の回収、出征軍人遺家族援護の慰問活動などを行ったのである〔高槻町昭和二三〕。
〔年事務報告書〕。

部落会・町内 このような戦争政策を町村民に徹底させ、部
落会・十人組 総力戦体制をつくり上げるための末端組織として、部落会・町内会・隣組などが整備、強化された。高槻町では、すでに述べたように自治振興委員会・町内会・部落会が一九三七（昭和一二）年に組織されていたが、このうち、自治振興委員会は同年一〇月一二日に結成され、他の町内会・部落会は一月二五日までに結成された。これらの町内会・部落会
は全町にわたり八九組織にのぼった。この下部組織として、さらに十人組が組織された。

町役場からの指示事項や伝達事項は、まず、町内会長・部落
会長におろされ、町内会長・部落会長は、おのおのその区域の十人組の組長を会長宅または適当な場所に集め、一々これを指示した。十人組の長は、これを組に属する住民に伝達した。一方、十人組長は、これまで
の指示事項や伝達事項のうち、改善を必要とする点について、住民の意見を聞いてとりまとめ、次回の十人



写376 長刀訓練の婦人たち（樫田支所所蔵）

組長会議にはかつて、出席者の過半数の必要があると認めるときは、町内会長・部落会長から町役場に申し出ることでされた。また十人組長会議の申し合せなども、それに準じて町役場に提出された。町役場では、十人組長会議から申し出をうけた場合、また町内の状況から判断して聴取した点について不備があると考えたときには、そのことを自治振興委員会に諮問したのである。〔「吏員進退身分関係書類自昭和六年至昭和十七年高槻町役場」〕

一九四〇（昭和一五）年六月、近衛文麿は、枢密院議長を辞任し、強力な国内体制樹立のために、国民をナチスにならった一国民党を組織する新体制運動に挺身するとの声明を發した。

しかし、同年七月に第二次近衛内閣が成立すると、新体制運動の主導権は政府の手に移ってしまった。政府は全政党を解散し、大政翼賛会を發足させた。この翼賛会は、国民をよりいっそう戦争政策に協力させるための協力機関にすぎなかった。府県・市郡・町村にその支部が置かれ、高槻市域の町村にも、それぞれ支部が置かれた。

この年の九月一日には、また内務省が訓令「部落会、町内会、隣保班、市町村常会整備要領」を府県知事あてに出した。これによって部落会・町内会・隣保班は地方行政の末端組織と



写377 檜田村報國開拓団（檜田支所所蔵）

して制度化された。この訓令によると、部落会・町内会などを整備しようとする政府の目的は次の点にあった。

- 一 隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二 国民ノ道徳的錬成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト
- 三 国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシメルコト
- 四 国民経済生活ノ地域的統制單位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシメルコト

そして、その組織は、農村においては部落会、都市においては町内会であった。それらには区域内の全戸を加入させるが、それらは住民を基礎とする地域的組織であるとともに、市町村の補助的下部組織であった。また町内会の場合には必要によって町内会連合会が組織できた。部落会・町内会の会長の選任は、住民の推薦その他適当な方法によったが、形式的には少なくとも市町村長の選任または告示が必要とされた。部落会・町内会の下には戸数一〇戸内外によって隣保班が組織されるが、それは「五人組、十人組等ノ旧慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採り入ルルコト」とするとともに、隣保班は部落会・町内会の隣保実行組織であると規定され、必要によって連合組織を設けることができた。さらに市町村・部落会・町内会・隣保班のそれぞれにおいて常会を設置すべきものとされた〔伊丹市史第三卷、四七一頁・四七三頁、川西市史第三卷、三五二頁、三六〇頁〕。

隣組

このような訓令をうけて大阪府も同年一〇月二三日、各市町村長あてに同一の訓令を発して町内会・部落会・隣組を国民総動員体制の組織として整備、強化することを命じた。それらは「国民ノ道徳的錬成ト精神的団結ヲ図ル」とともに「国民経済ノ地域的統制單位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮」させることを目的とする「市町村ノ補助的下部組織」であり、さら



写378 富田町横町婦人会旗（松政家所蔵）

にその下部の「隣保実行組織」として隣保班（大阪府では隣組）が「五人組、十人組等ノ旧慣中尊重スベキモノハ成ルベク之ヲ採リ入レ」てつくられた。また市町村・町内会・部落会・隣組においては「物心両面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民ノ教化向上ヲ図ルコト」を目的とする「常会」を開催することも定められていた〔撰津市史〕。

市町村および町内会・部落会の常会は月一回以上、隣組常会は随時開催することとされた〔昭和十五年九月一日付部落会町内会等ノ整備指導ニ関スル件依命通牒〕。常会は「隣保運営の基幹」であり、その「開催に依つて輯睦懇談の裡に力強い精神的の結合が練磨され、その結果、階級的、職業的意識を捨て、私利私情を超越して、協同の精神に合流し、国民の一人々々が其の網にしっくりと結んで、万民翼賛の地域的組織としてのあらゆる共同任務に合することが出来る」〔地方事務官岡野征寿「部落会、町内会に就て」大阪府市町村長会執務資料、昭和十五年二月、撰津市史、八七三頁〕ものと考えられたのである。

そして、これらの隣保組織は「法令や権利義務觀念を以て運営せらるべきものでなく、我国固有の隣保相助の精神を基調とし相互に赤裸となつて、至誠を尽し協同生活の快味に徹底すること」が強調〔岡野前〕されたのである。実際、一九四三（昭和一

八)年の地方制度改正にいたるまでは、法律上の規定がないまま、生活必需品の配給、公債の消化、貯蓄、防空、防牒などもこれらの組織を通じて行われ、戦争政策の上意下達の徹底をはかる機構として、住民統制の貫徹をはかるうえで大きな役割を果たしたのである〔『摂津市史』(八七三頁)〕。

高槻市域の各町村でも一九四〇(昭和一五)年末から翌年にかけて町内会・部落会が整備強化され、十人組も隣組に編成替えされていた。一九四一(昭和一六)年二月二八日には高槻町において町内会・隣組が結成を完了した結果、事務連絡の円滑化をはかる必要から同町の区設置規定の改正が町議会に提案され、即日可決され、三月一日から施行されている。戦時体制に即応する最末端組織の設定・整備が、これまで最末端の行政組織であった行政区の改変をももたらしたのである。改正された区名・区域は次のとおりであった。

区名	区	域
大手町区	大字高槻上田部および大字古曽部のうち省線以南	一円
芥川区	大字芥川 郡家	一円
清水区	大字真上 服部 原 萩谷	一円
磐手区	大字古曽部(省線以内を除く)および大字別所	安満 下 成合 川久保 一円
大冠区	大字野田 西天川 辻子 野中 中小路 大塚 大塚町 番田 東天川 下田部 西冠 土橋	一円
如是区	大字庄所 芝生 津之江 東五百住 西五百住	一円

〔昭和一六年〕高槻町町会議事録〕

警防団と 既述した一九四〇（昭和一五）年九月の内務省訓令「部落会町内会隣保班市町村常会整備要
防空訓練 綱」とともに内務次官通牒「隣保班ト家庭防空隣保組織トノ関係ニ関スル件」が出されて、
民間防衛態勢の整備を隣保班が担うこととなった。内務省訓令と内務次官からの通牒をうけて全国の府県で
は同趣旨の訓令を発した。

近畿地方において防空演習がはじめて実施されたのは、一九三四（昭和九）年のことであり、同年六月に
は、高槻町においても「高槻町近畿防空演習委員会規程」が制定されているが、今回の訓令はよりいっそう
臨戦体制に即応するものであった。

すでに一九三九（昭和一四）年四月一日、警防団令が施行され、それまでの消防組が廃止され、市町村に防
空・水火消防その他の警防に従事する警防団が設置されることになった。高槻町においては同年三月三十一日
をもって同町の公設消防組を廃止し、新たに高槻警防団を設け、団長以下三三〇人の警防団員を組織し、こ
れを六分団に区分し、早速、訓練を実施した。同年度には、中部防衛司令部管下において四回の防空訓練を
行っている〔昭和十四年高槻
町事務報告書〕。

大平洋戦争がはじまった翌年の一九四二（昭和一七）年には、高槻町では「事務報告書」によれば、一月
一二・一三の両日および七月二一日から二三日までの計五日間にわたって大阪防空学校において警防係員・
警防団長以下各分団長に防空業務に関する教養・実施訓練をうけさせたほか、次のような防空関係の訓練・
行事などを行ったことが報告されている。

- (一) 警報の発令その他命令のあるたびに警防全機関を動員し、各町内会いっせいに自衛防空訓練を実施

し、防空資材整備の点検および促進をはかったこと。

(二) 燈火管制の徹底および警報発令下における夜間の治安・交通上の危険を考慮して四〇〇カ所の残置燈を設け、交通の安全と空襲の管制移行に備えたこと。

(三) 四月二三日に役場前広場において防空絵画展を開催し、町民の防空認識の強化と防空の実際についての知識を体得させることに寄与したこと。

(四) 防空防火の徹底をはかることを目的に、警報の周知方法として「懸垂幕」を施設し、かつ八〇〇馬力自動車ポンプ一台を七、三〇〇円で購入し、同時に二、四〇〇円で、この自動車の格納庫を建築したこと。

(五) 警防団員全員に鉄兜を支給したこと。

(六) 高槻町内の開業医師をもって医師救護団を組織し、空襲時における救護業務の完壁化をはかったこと。

(七) 九月一九日から二一日までの三日間にわたって高槻防空講習所を開催し、町内会長、隣組長、婦人会幹部に教養と実施訓練をうけさせたこと。

高槻町におけるこのような防空関係の訓練・行事に参加した人数は、一九四二（昭和一七）年度では、延べ



写379 町内会の防空演習（「ふるさとの風土・高槻」より）

三、四二二人であった。またこの年には三月五日に東京において初の空襲警報が発令され、大阪においても空襲警報が発令された。この警報発令時には高槻町では延べ四、七一五人の警防団員が出動したと「事務報告書」は記録している。

戦時下の高 日中戦争がはじまると政府は急増する軍事費の確保をはかるために、戦争遂行上必要なもの
 槻町(市)財政 のほかは、できるだけ地方経費の整理・緊縮をはかった。この方針は、一九三七(昭和一二)年九月一三日の地方長官あての内務・大蔵両次官の通牒に示されている。地方経費の緊縮については、時局に関係のない新規経費の計上の停止、博覧会その他の催し物のとりやめ、既定経費の節約、増税の回避などがその内容であった。この基本政策は敗戦までつらぬかれた。

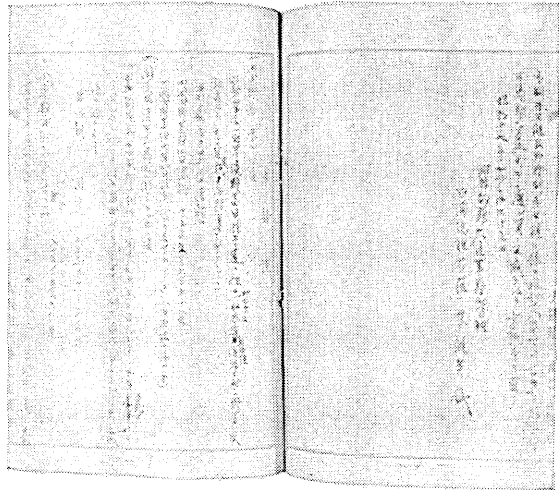
このような政策がとられた結果、一九三七(昭和一二)年度から一九四三(昭和一八)年度までの高槻町(市)の歳入出決算額をみても、歳入額は、一九三八(昭和一三)年度を除き一九四二(昭和一七)年度まで漸増し、市制を施行した一九四三(昭和一八)年度には、前年度の約一・八倍も増えているのに対し、歳出の方は、一九三七(昭和一二)年度から一九四二(昭和一七)年度までは、漸減の傾向を示し、歳入が約一・八倍も増えた一九四三(昭和一八)年度においても前年度の約一・七倍の増にとどまっており、歳出は、歳入の二分の一にも満たないのである。

各年度とも多額の繰越金があって、一九四二(昭和一七)年度のごときは歳入の約半分が、翌年度に繰り越されている。しかし、このことは高槻町(市)の財政が豊かであったことを意味するものではない。同町では、町債をかかえており、その償還のために、一九四一(昭和二六)年度には町税の増徴すら行っている

のである〔昭和一六年「高
槻町社会記録」〕。

歳出にも当然のことながら、戦時体制の影響が色こくあらわれている。まず、大きい影響を被っているのは小学校（国民学校）費である。一九三六（昭和一一）年度の歳入歳出が不明なので、日中戦争とそれ以前とを比較できないが、教育費は、経常部歳出において一九四〇（昭和一五）年度は三万四、四三〇円二四銭となり前年度の九万六、四〇一円三八銭の約三分の一近くにまで減っている。しかし、このように減少したのは、教育費のうち小学校費であって、青年学校費は、一九四〇（昭和一五）年度においてもいくらか増加しているのである。したがって一九三九（昭和一四）年度において教育費中約四・五パーセントを占めた青年学校費が、一九四〇（昭和一五）年度には、教育費中約一三・パーセントを占めることになるのである。この比率は、太平洋戦争に突入した一九四一（昭和一六）年度においても約一一・パーセントにのぼっており、このことは青年に戦時教育を施す青年学校がいかに重視されていたかを物語るものといえよう。

また地方改良費中、選挙粛正費は、一九三八（昭和一三）年度からなくなり、代わって国民精神総動員費が



写380 1942（昭和17）年度高槻町事務報告書（市役所文書）

同年度から登場してくる。これには既述したように同年に国家総動員法が成立し、選挙粛正など問題にならなくなった当時の情勢が如実に反映されている。しかし、国民精神総動員費も、大平洋戦争が勃発した一九四一（昭和一六）年度には姿を消し、地方改善費なる項目が姿をあらわしている。これは主として発動機、糶摺機、ポンプ、ゴムベルトなどの購入代金にあてられている。大平洋戦争の勃発によって国民の戦時体制への組入れの強化がいやおうなしに進行し、他方では戦時体制下の食糧増産をはかるための措置がいつそう必要とされたからであるといえよう（ただし、一九三七（昭和一二）年度の地方改善応急施設費は、高槻町大字西天川道路改修工事費であった）。また一九四三（昭和一八）年度には町会整備費一万八一円九角九銭が支出されているが、これは、後述するように、同年度に実施された地方制度の大改正のなかで町内会・部落会が法制化された結果、高槻町においても行われた町会・隣組の整備にあてられたものである。

さらに戦争の進展とともに警防費の増大も顕著となってくる。一九三七（昭和一二）年度において経常部歳出一、八三〇円九角三銭、臨時部歳出七五一円四角二銭であった警防費（防空費）が、太平洋戦争のはじまった一九四一（昭和一六）年度には経常部歳出八、六三〇円九角一銭、臨時部歳出一万六、九四七円五角三銭となり、約一〇倍近くにまで増大している。

また一九三八（昭和二三）年度からは、臨時部歳出の中に事変費という項目も登場している。同年度の事変費三、二四四円九角五銭の内訳は、応召者餞別料九一八円（応召者三〇六人、一人につき三円）、戦病死者町葬費八〇九円九角二銭、慰問品買入代金六九三元七角三銭、備品買入代金六九〇円、その他雑費一三三円三〇銭である。このように事変費は、明らかに戦時関係の費用である。一九四一（昭和一六）年度と一九四三（昭和一八）

第一章 戦時体制と高槻の町政

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
209,853.41	250,341.57	208,727.36	320,672.72
53,916.47	92,251.87	134,230.30	204,994.86
82,311.36	75,797.95	38,290.03	39,984.85
33,415.67	34,413.44	35,711.71	51,553.01
			24,140.00
40,209.91	47,878.31	495.32	0.00
10.60	44.87	0.00	208.24
10,276.77	10,253.53	5,261.26	6,022.79
15,964.37	17,058.62	3,199.69	18,410.53
			13,777.74
			4,632.79
		3.50	
6,202.95	23,490.31	13,904.46	28,609.65
1,717.78	1,717.78	0.00	
	4,408.96		
9,000.28	13,832.68	1,460.00	26,831.00
1,400.00	950.00	410.00	
2,151.00	1,655.00	0.00	2,435.00
6,926.80	16,000.83	7,210.76	14,202.65
4,786.80	1,518.69	619.76	4,002.65
2,140.00	14,482.14	5,879.00	10,200.00
2,355.16	35.10	0.00	
0.00	3,296.10	0.00	
105,498.92	152,523.80	235,193.20	240,574.34
1,556.62	2,309.88	2,268.05	6,566.51
2,500.00			200,000.00
375,414.66	497,919.03	477,638.68	864,533.43

いる（以下同じ）。

補助金という項目になっている。

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
519.87	589.87	525.93	813.84
380.49	319.50	404.50	3,324.90

Ⅶ 戦時体制下の高槻

表158 戦時体制下の高槻町(市)の財政

(A) <歳入>

科	目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款	項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
一	町(市) 税 税	118,934.05	146,818.49	179,446.25
二	一 国 税 付 加			
三	二 府 税 付 加			
四	三 独 立 税			
五	四 地 方 分 与 税			
六	五 旧 法 ニ ヨ ル 税 収			
七	入 入			
八	二 基本財産及積立	12.01	10.42	10.70
九	金 穀 収 入			
十	三 使用料及手数料	10,060.75	10,030.58	10,341.71
十一	四 交 付 金	8,318.33	9,524.99	9,268.50
十二	二 国 庫			
十三	五 国 庫 下 渡 金	25,171.23	26,523.20	28,483.58
十四	六 納 付 金	5.00		
十五	七 国 庫 補 助 金	563.50	1,189.80	1,942.97
十六	八 補 給 金	7,400.40	19,186.40	9,863.45
十七	九 補 償 金			
十八	十 一 府 補 助 金	20,150.66	11,348.86	10,034.61
十九	十一 恩 賜 財 団 軍 人 援 助 金	100.00	500.00	1,100.00
二十	十二 後 会 大 阪 支 部 補 助 金*			
二十一	十三 府 助 成 金	89.00	297.00	228.00
二十二	寄 付 金	11,092.85	4,312.52	7,906.80
二十三	一 指 定 ナ キ 寄 付 金	5,409.87	3,133.52	6,397.80
二十四	二 費 途 指 定 寄 付 金	5,682.98	1,179.00	630.00
二十五	十四 公 営 木 炭 売 却 代 金			
二十六	十五 財 産 売 払 代 金	1,019.00	0.00	0.00
二十七	十六 繰 越 金	56,367.69	60,905.94	67,603.88
二十八	十七 雑 収 入	2,891.75	1,431.20	1,687.50
二十九	十八 町(市) 債	95,400.00	2,500.00	22,700.00
合	計	357,576.22	294,579.40	350,617.95

注1. 款項目が空白となっている箇所は、当該年度にその費目がなかったことを意味して

2. * 1937(昭和12)年度、1938(昭和13)年度の各年度は、大阪府在満支特兵後援会

(B) <経常部歳出>

科	目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款	項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
一	社 費	496.10	497.19	529.57
二	会 議 費	511.60	645.55	458.00

第一章 戦時体制と高槻の町政

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
48,818.20	54,110.48	60,270.38	116,408.91
12,203.73	13,188.01	9,713.01	13,184.84
34,430.24	63,514.70	59,636.09	40,054.83
30,002.10	56,187.36	51,488.52	27,195.36
4,428.14	7,278.32	7,821.77	11,237.41
0.00	49.02	325.80	1,622.06
703.31	828.45	545.10	730.50
639.75	746.95	477.70	730.50
63.56	81.50	67.40	0.00
0.00	59.50	15.00	
581.16	672.45	357.50	12,378.61
405.96	380.45	233.75	***513.30
175.20	292.00	123.75	
			11,865.31
1,528.53	1,890.98	1,271.30	1,953.80
22.36	1,060.60	39.00	11,269.99
0.00	0.00	0.00	
5.00	15.60	0.00	
17.36	0.00	0.00	
	1,045.00		
		39.00	
			11,081.99
			88.00
			100.00
78.71	57.00	0.00	
11,586.12	8,630.91	7,008.58	9,227.63
9,250.30	4,196.57	4,147.94	6,407.29
2,196.82	4,094.97	2,431.34	2,820.34
139.00	339.37	429.30	
	115.50		107.30
168.43	656.83	788.36	
(社会事業施設費)			
138.02	574.25	460.32	
0.00	12.00	0.00	
30.41	20.58	189.14	
0.00	50.00	50.00	

Ⅷ 戦時体制下の高槻

科	目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款	項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
三	役 場 費	38,902.56	36,451.66	39,982.94
四	土 木 費	9,222.05	7,614.43	8,021.00
五	教 育 費	90,821.65	92,719.08	96,401.38
	一 小 学 校 費 (国民学校費)*	84,904.31	87,721.57	91,893.78
	二 青 年 学 校 費	5,297.98	4,695.24	4,333.78
	三 学 事 諸 費	619.36	302.27	173.82
六	衛 生 費	561.41	633.62	692.96
	一 伝 染 予 防 費	547.81	637.77	645.96
	二 衛 生 諸 費	13.60	25.85	47.00
七	汚 物 掃 除 費	0.00	0.00	50.00
八	厚 生 費	768.04	588.73	677.40
	一 救 護 費	**768.04	528.46	***425.72
	二 母 子 保 護 費	0.00	60.27	251.68
	三 健 民 費	20.00		
九	統 計 調 査 費	841.72	878.12	1,146.95
十	地 方 改 良 費	177.60	31.90	113.40
	一 選 挙 肅 正 費	155.90	0.00	0.00
	二 自 治 振 興 費	21.70	0.00	0.00
	三 国 民 精 神 総 動 員 費		31.90	113.40
	四 地 方 改 善 費			
	五 選 挙 報 国 運 動 費			
	六 町 会 整 備 費			
	七 国 民 貯 蓄 組 合 指 導 費			
	八 納 税 組 合 助 成 金			
十一	経 済 更 生 費		44.80	57.00
十二	警 防 費	1,830.93	2,184.98	3,410.00
	一 警 備 費	1,826.43	1,358.26	1,601.75
	二 防 空 費	4.50	826.72	1,666.25
	三 雑 費			142.00
十三	勸 業 費	67.48		62.17
十四	選 挙 費	33.30		40.00
十五	社 会 事 業 施 設 費			
	一 需 用 費			
	二 国 民 心 身 鍛 練 運 動 実 施 費			
	三 体 力 章 検 定 諸 費			
	四 少 年 保 護 ニ 要 ス ル 諸 費			

第一章 戦時体制と高槻の町政

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
		88.90	
1,202.82	881.08	899.20	2,763.66
8,710.00	4,902.50	9,583.50	13,505.49
		545.00	
157.60	773.49	142.44	4,267.50
0.00	0.00	0.00	0.00
121,091.57	152,251.85	151,744.89	229,991.80

便宜上上掲表のように作成した。産婆費は便宜上、健民費の項目に記載した。したが

円より成っている。
 円より成っている。
 円50銭より成っている。

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
		1,540.00	844.00
21,141.00	23,212.61	0.00	15,431.48
500.00	0.00	0.00	21,272.84
4,495.00	11,771.42		945.14
	2,495.42		
46,274.97	44,069.72	30,557.24	39,229.76
3,900.00	8,240.00	11,850.00	7,290.00
450.00	1,490.00	1,500.00	4,140.00
500.00	500.00	500.00	
600.00	600.00	600.00	600.00
100.00	100.00	100.00	
250.00	3,000.00	6,600.00	
2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
	50.00	50.00	550.00
	500.00	500.00	

Ⅷ 戦時体制下の高槻

科 目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款 項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
五国民体力検査補助費			
十六 財産費	1,091.79	1,207.92	1,207.77
十七 諸税及負担	7,347.81	10,668.83	9,998.75
十八 民間金属特別回収諸費			
十九 雑支出	58.20	85.53	81.45
二十 予備費	0.00	0.00	0.00
合 計	152,752.24	154,282.34	162,930.74

注)1. 1943(昭和18)年度は高槻市の財政を示す。

また、厚生費の款目がたてられている年度は1943(昭和18)年度のみであるが、
 って、厚生費の合計額には含まれていない。

1943(昭和18)年度の地方改良費は、地方振興費目を示している。

2.* 小学校費が国民学校費となるのは、1941(昭和16)年以降である。

** 1937(昭和12)年度の救護費768円4銭は、生活救助金747円4銭、埋葬費金21

*** 1939(昭和14)年度の救護費425円72銭は、生活扶助金418円72銭、埋葬費金7

**** 1943(昭和18)年度の救護費513円30銭は、生活扶助費443円80銭、保育所費69

(c) <臨時部歳出>

科 目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款 項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
一 役場 営繕費			
二 土木費	27,516.73	13,181.61	11,784.29
三 小学校(国民学校)費*	1,300.00	378.00	1,029.50
四 同上 営繕費	64,355.00	27,275.38	614.05
五 青年学校費			
六 同上 営繕費			
七 公債費	27,396.23	22,839.78	64,234.71
八 補助費	1,750.00	1,650.00	1,650.00
一教育補助費	450.00	450.00	450.00
二軍人会補助	500.00	500.00	500.00
三警備費補助	600.00	600.00	600.00
四納税施設補助		100.00	100.00
五自治補助国体補助			
六勸業費補助			
七社会事業補助			
八銃後援事業補助			

第一章 戦時体制と高槻の町政

昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度
決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
0.00	0.00	50.00	
7,800.00	16,947.53	3,344.76	19,874.75
1,882.13	3,095.39	1,022.34	***6,589.27
1,882.13	3,095.39	1,022.34	
			3,123.56
			3,384.43
			81.28
198.62	129.60	134.84	21.08
80.00	0.00		
3,402.25	512.71	742.14	1,067.95
		936.40	5,042.70
10,000.00			
1,125.32			1,142.66
1,000.00			10,365.00
			30,306.47
		29,896.78	3,157.59
		150.00 (訴訟費)	150.00 (訴訟費)
		978.78 (市制施行準備調査費)	3,000.00 (市制施行祝賀式費)
		415.00 (税制改正処理費)	500.00 (繰替金)
		28,353.00 (廃町処理費)	500.00 (特別経済繰入)
101,799.29	110,473.98	80,074.50	162,580.69
222,890.86	262,725.83	231,819.39	392,572.49

上, 上掲表のように作成した。

目になっている。

額が記載されているが, その額21円8銭を差し引いたものである。

Ⅶ 戦時体制下の高槻

科 目	昭和12年度	昭和13年度	昭和14年度
款 項	決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)
九 社会事業施設調査費	0.00	0.00	0.00
十 警 防 費**	751.42	280.56	0.00
十一 事変費(戦時)		3,244.95	1,327.80
一事変費(戦時) ****		3,244.95	1,327.80
二軍 事 諸 費			
三物 資 対 策 費			
四勞 務 対 策 費			
十二 軍事援護相談所費		200.00	190.74
十三 勸 業 費			
十四 木 炭 公 營 費			
十五 地 方 改 善 費 *****	1,302.24		
十六 寄 付 金	1,000.00	226.00	0.00
十七 負 担	1,817.50	879.00	879.00
十八 国 勢 調 査 費			297.20
十九 積 立 金 費			
二十 臨時労働紹介所費	120.00	30.00	
二十一 臨時諸給与金	16,608.92	2,507.90	181.00
二十二 雑 支 出	16,103.40	6.00	181.00
	(公会堂管繕費)	(勤勞奉仕活動促進費)	(金蒐集調査費)
	308.40 (町葬費)	1,501.90 (自治制発布五十周年記念費)	
	197.12 (警備費)	1,000.00 (見舞金)	
合 計	143,918.04	72,693.18	82,188.29
歳 出 総 計	296,670.28	226,975.53	245,119.03

- 注) 1. 雑支出の款目がたてられている年度は1943(昭和18)年度のみであるが、便宜
 * 小学校費が国民学校費となるのは、1941(昭和16)年度以降である。
 ** 警防費は1937(昭和12)年度、1938(昭和13)年度の各年度は防空演習費の項
 *** 1943(昭和18)年度の戦時費の決算額は、決算書では軍人援護費をも含む決算
 **** 事変費は1942(昭和17)年度より戦時費と名前をかえる。
 ***** 地方改善費は1937(昭和12)年度は、地方改善応急施設費の項目になっている。
 2. 高槻町(市)の各年度の歳入出決算書より作成した。



写381 慰問袋に入れた写真
(樫田支所所蔵)

あるいは横ばいの状態にあることが知られるであろう。

このような財政状況は、この間の物価・人件費等の上昇を考慮すると、住民福祉関係費の実質的減少といつてよい。歳出総計も、高槻町が市に昇格し、財政規模が大きくなった一九四三(昭和一八)年度の前年度(昭和一七)までは、横ばいの状態にある。このことは財政規模の実質的な縮小にほかならない。戦争はこのようにきわめて大きい悪影響を高槻町(市)財政に及ぼしていたのである。

戦時関係費の増大と住民福祉関係費の実質的減少という高槻町(市)財政のあり方に対して、住民は決して満足してはいなかった。そのことを示すバロメータとして税金の滞納を挙げることができよう。税金の滞

年度に急激に増加しているのは、これらの中には応召者・入営者が急増したことによるものである。

上述したように一九三七(昭和一二)年度から一九四三(昭和一八)年度の間に高槻町(市)の經常部、臨時部歳出ともに戦時関係費が増大しているのに対して、先に指摘した小学校(国民学校)費をはじめとして、表一五八によると、住民の福祉に関係の深い土木費・衛生費・厚生費などは漸減

納状況を示す詳しい史料がないので明確なことはいえないが、太平洋戦争がはじまった翌一九四二（昭和一七）年度の高槻町の事務報告書は「財務課」の冒頭で次のように記して、税金に対する異議申立て、滞納の状況を報じて、将来に対する不安を述べている。

大東亜戦争以来、漸次各税の増嵩ヲ来タシ、收納ニ際シ、困難ヲ加ヘツツアル現状ナルモ、財務吏員ハ何レモ極力滞納ノ絶無ニ力ヲ注ギ居レルヲ以テ府税及市税ニ於テハ漸ク完納ノ成績トナリタルモ租税及市税ニ於テハ所得税及營業税ノ課税ニ適正ナラズトノ理由ニヨリ異議ノ申立ヲナシ居ルモノ多ク、其中ノ少数者ハ滞納ヲナスモノアルニ至レリ。今後、税ノ増嵩ト共ニ漸次徴収上困難ナルニ至ラン（傍点は山中）。

（注）高槻町（市）の歳入歳出決算書が揃わないので、高槻町財政と高槻市財政をまとめて検討せざるをえないことをおことわりしておく。

第二節 戦時諸団体の動向

精動運動と 一九三七（昭和一二）年七月の蘆溝橋事件をきっかけに日中全面戦争に突入したが、宣戦布
 選挙 肅正 告なき戦争という事実が示すように、建前すらもはつきりしないままのなしくずしの全く
 の「強盗戦争」であった。それだけに当時の近衛内閣は下からの国民の自主的な協力を引き出すことに苦慮
 しなければならず、したがってその遂行も、勢い上からの国民への協力の強要にならざるを得なかったの
 ある。このことは日中戦争勃発の直後よりはじまる「国民精神総動員運動」（略称「精動運動」）にはつきりと示
 された。前述のようにこの運動は、従来しばしばくりかえされてきた教化運動の線上に位置するが、戦争を



写382 蘆溝橋事件の報道（「大阪朝日」昭和12年7月9日）

ばねにして全面的な天皇制イデオロギーによる思想動員を強めようとしたものであり、生活・行動様式や思想面の画一化をすすめながら国家総力戦体制を仕上げてゆく前提ともなったのである。

国家総力戦体制の構築が現代戦遂行の必須条件であることは第一次大戦後日本でも認識されていたが、その実現は治安維持法体制の確立と、満州事変にはじまる侵略戦争の推進という内外の状況がととのってはじめて現実のものとなったのであった。

そして対外面では国際連盟脱退、ロンドン・ワシントン条約の期限切れによる「一九三五・六年の危機」が喧伝される「非常時」をむかえ、国内的には天皇機関説排撃の国体明徴運動の展開の中で「国防国家」への道がはききよめられていった

のである。
 そして一九三五（昭和一〇）年からは選挙粛正運動が展開されることになるが、この運動こそ、次の精動運

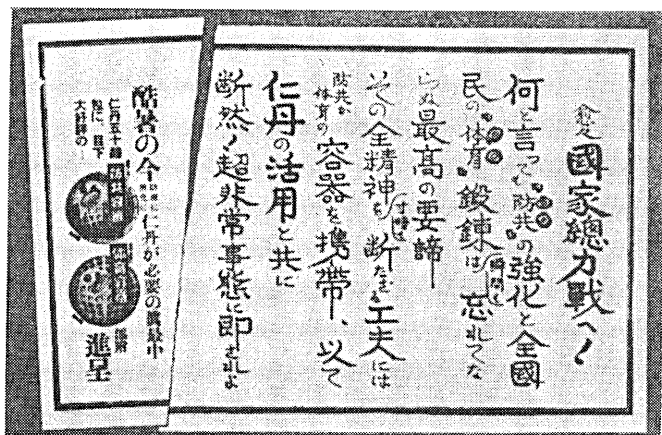
動から国家総動員運動への地ならしであり、訓練場のような役割をもつものだった。かつての普選法が上から与えられたものとして民衆の体制内へのとりこみをはかったものであることがここに露呈され、普選法の狙いが必然的にゆきつく極点に選挙粛正運動があった。

選挙粛正運動 この年五月、後藤文夫内相の発案で制定された「選挙粛正委員会令」により高槻町でも二と住民の動向 九名の委員が選任され、七月より粛正委員会が発足したが、大阪府下におけるその最初の時の粛正運動については高槻町の府への報告をみると、粛正に関する講演会の聴衆は少なく、部落懇談会も開催せず、神前祈願祭も執行困難で、多くのビラ・パンフレットが配布された割には町民の関心はあまりあがらず、いささか空転の感を免れなかったことを伺わせるものがあり、今後の課題として選挙教育や、投票を義務として自覚させることの必要性が強調されているのであった。

しかし、問題は選挙運動や投票行為を民衆の政治的権利として保障する立場ではなく、一定の政治方向へ国民を動員し誘導するために義務づける視点に内在していた



写383 粛正選挙の宣伝（「一億人の昭和史」より）



写385 国家総力戦下の広告（「日本人の100年」より）

議選の際の肅正運動の弱点を克服しようとする官僚側からする努力のあらわれであった。

高槻町でも同年一月八日より二三日までの間に、各大字の地区単位に懇談会が開かれ、地元の町肅正委員、高槻署の警察官が出席するとともに府より官吏が派遣された。懇談会順序は「一、着席一同敬礼 二、皇大神宮及皇居遙拝、三、君ケ代合唱 四、開会の辞（町長又は其の代理者） 五、大阪府知事吹込レコード 六、講師挨拶 七、懇談、八、宣誓署名 九、一同敬礼閉会」となっており、「八」の宣誓内容は「明治天皇の大御心ニ副ヒ奉リ 一、清ク正シク自己ノ信スル一票ヲ投スルコト、一、棄権ヲ為ササルコト、一、齎応、買収其ノ他選挙違反ノ根絶ヲ期スルコト、」であった。しかし、この懇談会の出席率は五、三八七戸中七〇一名で一三パーセントと低調に終り、前年と同様民衆の自覚的参加を得ることの困難さがみられたのであり、特に高槻町や芥川町の町場の出席率の悪さが目につくのである。

しかも、注目されることは、投票率は前年の府議選より上昇したのであるが、その背景にあった小学校の児童たちにより組織された少年団の動向である。すなわち、芥川・清水・磐手・

如是・高槻の五小学校の少年団が、投票日当日早朝、職員監督下、各地元の神社参拝後、各自が作成したポスターを町内にはりめぐらし、さらに各戸へ「今日ハ選挙日デス 私共ノオ父サマ オ兄サマ達 天皇陛下カラ賜ハッタ投票権 忘レズ棄テズ オ国ノ為ニ 正シク オ使ヒ願ヒマス □ □小学校少年団 二月二十日 投票午前七時ヨリ午後六時マデ」のビラをまいたのである。さらに各校では校庭で国旗掲揚、君

が代斉唱、校長の選挙肅正講話を実施し、正午の休憩時に帰宅させ、各自の投票の有無を点検させているのである。このようなことはその後翌年四月の衆議院選でも踏襲しているのであるが、しかしこの総選挙時には、講演会、部落懇談会は全く開催していないのであり、連年の上からの統制された選挙に「町民一般ハ氣乗薄ノ嫌」もあって、肅正運動は次第に停滞気味となっていた。

選挙肅正から 一方、この肅正運動下にあった一九三六〇七（昭和一一一）年の総選挙の結果をみる選挙報国へと、現高槻市域（檜田地区を除く）の票の動きは、社会大衆党票が二〇・二から二八・二パーセントへと増加し、民政・政友両党票は七九・八から六八・四パーセントへ減少して、昭和へ入っての普



写386 新軍歌のポスター
（「日本人の100年」より）

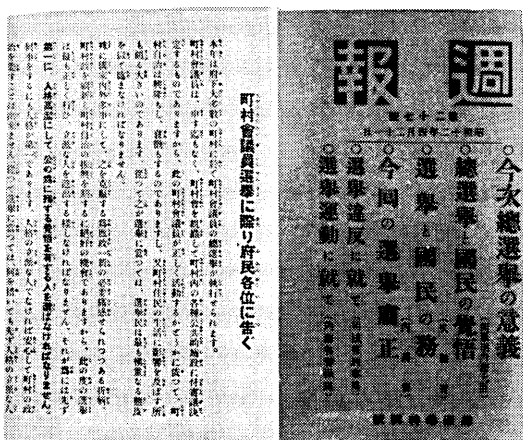
選下の既成保守政党的後退、無産政党的前進の一貫した傾向をくずしていないのであった。この頃の無産政党的の主流たる社会大衆党幹部はすでにその階級性を半ば喪失し、右傾化を強めて準戦時体制への協調姿勢を濃くしていたのであったが、各戸に半ば投票が強要されるような棄権防止運動の最中で、民衆がみせた精一杯の反応であった。肅正運動が民衆の自覚的協力を獲得できなかったことや、体制への抵抗力を失いつつあったとはいえなおも無産政党的へ期待を寄せる以外に術を知らなかった民衆の動向がそこうつつし出されていた。

この選挙肅正運動は一面では先述した次の「精動運動」へと連動してゆくのであるが、高槻町では一九三七年に入つてこの運動の実践網の整備拡充が取り組まれていた。その内容は前にもふれたが、次のようなものであった。

昭和一二年十一月二十五日迄ニ全町ニ涉リ八十九ノ町内会、部落会ヲ設立セシメ、更ニ十人組ノ組織ヲ了シ、町役場ヨリハ町内会又ハ部落会長ニ、町内会部落会長ハ其ノ区域内十人組ノ組長ヲ会長宅又ハ適當ノ場所ニ集メ一々之ヲ指示シ、十人組ノ長ハ之ヲ町住民ニ伝達スルト同時ニ從來ノ実行事項ニシテ改善ヲ要スル点ニ就キ意見ノ有無ヲ質シ、之ヲ取纏メ次回ノ十人組長會議ニ謀リ、出席者ノ過半数力必要アリト認メタルトキ町内会又ハ部落会長ガ町役場ニ申出ツルコトヲ為セリ、又十人組長會議ニ於ケル申合等之ニ準ズ、而シテ町役場ニ於テハ前記申出アリタルトキ又ハ町内ノ状況ニ付聴取シタル点ニ不備アリト認メタルトキハ其ノ事ヲ自治振興委員会（一〇月一二日結成―筆者注）ニ諮問シ、賞揚スベキ事項ハ今後一層強化徹底ヲ計ル様、又矯正スベキ点ニ就テモ前記機関ヲ通ジテ完全ニ其ノ目的ヲ遂行スルニ至レリ

〔吏員進退身分関係書類、自昭和六年至昭和一七年高槻町役場〕

これらは一九三八（昭和一三）年四月一日の国家総動員法公布、同二日の精動実践網決定に先行するものであった。



写387 翼賛選挙の広報誌 (大西(哲)家文書)

同時にまた、先の選挙粛正運動は次の選挙報国運動へと引き継がれてゆくことになった。大阪府では一九三六(昭和一四)年九月の府議選に際して府會議員選挙報国運動が展開されたが、この時には従来の市区町村選挙粛正委員会は廃止され、その機能は市町村自治振興委員会(又は経済更生委員会)に吸収されることとなり、市町村ぐるみの「官民一体」の運動としてすすめられた。そして「本運動ハ自治振興運動及国民精神総動員運動ノ一内容トシテ之ト密接ナル連絡ヲ保持シツツ実施スルコト」とされ、「従来ノ自由主義的個人主義的ニ墮セル選挙観念モ是正ニ努メ選挙ガ臣民翼賛ノ重大責務ナル意義ヲ強調」することを指導精神とし、従来の粛正運動でも重視されてきた選挙違反や棄権防止とともに「人材ノ選出ヲ目標」として「広く有為ノ人材ノ出馬ヲ容易ナラシムル氣運ヲ醸成」することに努めることや「各方面ノ理解アル自主的運動トシテ発展」させることの重要性をうたいたい、後の「出たい人より出したい人へ」の国家目的に沿う適任者を推薦する大政翼賛選挙の素地づくりとなったのである。高槻町でもこの府の指示の下に府會議員選挙報国運動実施計画が作成されたが、従来の粛正運動の域を出るものではなく、ただ部落懇談会に關して大字単位の八〇カ所以上の多数を短期間に開くことの困難を理由に小学校区単位に府の指示が修正され

ていた。各町内、部落会のリーダー不足や上からの統制的運動へ下からの自発的参加を喚起してゆくことのみつかしさに、ここでもぶつかっていたのである。

そしてこのことは「大政翼賛体制」下へもちこされ、敗戦に至るまで解決しえなかった難問となったのである。

翼賛選挙と 太平洋戦争勃発の翌一九四二（昭和一七）年、内務省の意向をうけて大阪府総務部より「市民統制 町村会議員選挙対策 大東亜戦争完遂翼賛選挙啓蒙運動基本要綱」が示され、「選挙ヲ機トシ必勝ノ国民士氣ヲ昂揚」すること、「愛郷精神ヲ振起昂揚」すること、「選挙ノ倫理化ヲ徹底シ断シテ在来ノ情弊ヲ一掃」することが基本方針として提示された。そしてこの啓蒙運動を通じて候補者推薦の気運を盛り上げ、その銓衡会を成立させることが求められた。しかし、その際啓蒙運動と銓衡活動を峻別し、市町村当局・大政翼賛会・翼賛壮年団が後者に関与することを禁じ、また町村会・町内常会等自体を銓衡会とすることを回避すること、さらに町内会長・連合会長等の立候補時の辞職やその



写388 軍服と国民服（丸橋小PTA提供）

関係区域内での選挙運動の禁止などを指示した。このことにより町内会・部落会自身が党派的政治性を帯びぬように留意したのである。

翌一九四三（昭和一八）年一月、高槻市が誕生し、二月五日に第一回市議選が実施された。前年の府の指示により啓蒙活動として一月に町内会長を中心に選挙懇談会を二回にわたり開くとともに、高槻市翼賛選挙協議会なる候補者の推薦母体となる組織を結成したのであった。その構成は中井啓吉前助役を会長に地主層と湯浅電池、鐘紡の資本家・経営陣を中心に産業組合、在郷軍人会幹部など一四名からなるものであった。二回にわたる協議により推薦候補三〇名を決定、選挙結果は非推薦候補なく定数三〇名無投票当選となって終了したのである。選挙戦による政治的党派の対抗を避け定数内に候補者をおさえこんだ、まことに政治的な調整の結果とみられる。そして新市議は旧高槻・芥川両町各五名を軸に各大字各一〜二名の割で、前町議一三名、元町議一名、新町議一六名となり過半を新人で占めたのであった。そして前・元議員が地元の伝統的名望家層を中心に平均年令五九・六才であったのに対し、新人議員は商人・サラリーマン・官公吏・教師・知識人等の都市的ホワイトカラー層で平均年令四九・二才と前者より一〇年も若い層で占められていたのが注目される。これらは一九三〇（昭和五）年の国勢調査にみられた現高槻地域の職業別構成比の変化、すなわち農業人口の減少、商工業と公務自由業人口の増加の反映の一面をあらわしていると思われるが、それとともに新人議員の出身階層が都市における日本ファシズムの末端の中堅的担い手のそれと同一であり、年令的にも壮年層であるところにその特徴をみる事ができる。高槻市の発足は翼賛体制の高槻版のスタートを意味していたのであった。



写389 北支戦線の軍馬に郷土の草を
 (「大阪朝日」昭和12年8月27日)

なお、衆議院をめぐる国政段階の翼賛選挙においては、はげしい選挙干渉が行われた。一九四二（昭和一七）年の総選挙では、立候補者の推薦母体となった翼賛政治体制協議会の立場に、より急進ファッショ的立場から批判的だったために推薦されず、そのため非推薦候補として国粹大衆党より出馬し、「戦争には血を、増産には汗を、政治には涙を」のスローガンを唱えて第二位で当選した笹川良一（大阪第五区、高槻市域で一五六七票を集め第二位）は、当選後の国会においてこの選挙干渉について取り上げ、反動的立場からではあるが東条英機内閣にその是正を迫る一幕もあったのである。

【資料現代日本史（5）】。
 『翼賛選挙』② 大月書店

以上のように選挙粛正運動から選挙報国運動を通じての部落懇談会などによる末端組織の掘りおこしは、内務省主導のもとで既成保守政党の過去の金権腐敗に対する民衆の反感を巧みに利用しながら、「粛正」に名をかりて下から民衆を総力戦体制へたぐりこむことを狙ったのであり、この方向は「精動運動」の

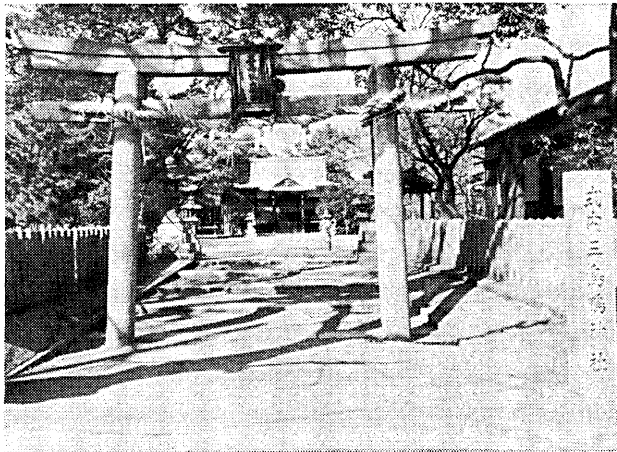
実践網の整備に生かされ、一九四〇（昭和一五）年九月の内務省訓令第一七号「部落会、町内会等整備要領」となり、さらには一九四三（同一八）年の部落会・町内会の法制化による総仕上げとなったのであった。

同じような方向は、かつて経済更生運動においても各部落単位の農事実行組合の組織化の過程で強調され追求されてきたことはすでに前章でも述べられているが、これは農林省ラインで経済的視点からすすめられてきたものであり、行政的視点からする内務省ラインとは異なり、むしろ一時期競合すらしたのであった。

しかし、このような町村に張りめぐらされた基礎単位細胞こそ戦時体制―最終的には大政翼賛会として結実する―の基盤とされ、国家総動員のもと侵略戦争遂行のため住民を画一的に統制しながら物心両面より全面収奪する組織的保障（隣組）となったのである。

戦時体制下の
農民の動向

昭和農業恐慌下で皇国農民同盟に象徴される右翼農民運動の勃興、農民運動全体の右傾化は戦時体制への移行過程でさらに深まり、その後組合自体も解体し、農業報国運動の渦中への



写390 三島鴨神社（市内唐崎中四丁目）

めりこんでいった。

「大阪朝日新聞」の記事によれば、かつて一九二〇年代後半小作争議の牙城であった三箇牧村では日中全面戦争勃発直後の一九三七（昭和一二）年八月、青年団が「北支戦線の軍馬に郷土の草を」と淀川提防で刈った草を献納、また同村大字唐崎の四名の老人が八月に入って盆から御詠歌行脚を行って軍用機生産のための献金をしている。さらに同記事を追うと、同年末の同村大字西面の全農支部の四割減免争議は難行して、翌三八年へ持ち越されたが、二月に至って警察の調停により「三割二分五厘」減で解決、さらに三島鴨神社で宣誓文を読み上げ出征兵士の武運長久を祈願して同支部を解散、減免で獲得した六百円を同村出征兵士の慰問金と遺家族扶助金にあてることにしたことが知られる。ついで同年五月には全農野田支部も解散し、高槻地方における伝統ある農民組織は潰滅していったのであった。このように出征兵士の苦難を最大限に利用した心情作戦により争議は鎮静させられ、銃後農村体制の内側へ農民たちのエネルギーは吸収されていったのである。

しかし、他面では富田・如是地区の次のような動向もみられた。

「……昭和十一年度ハ、如何ナル天候ノ都合ニヤ、十一月下旬以来宛米減額凶作ノ声トナリ、作人ノ悪化ト共ニ免合ノ談合意外遅引、曾テ富田町ニ無之年貢米耄合モ収入スルコトナクシテ越年ノ不幸ヲ視、遂ニ昭和十二年一月□八日午后十二時頃、前野・東代ノ解決ヲ見タリ……」〔近現代〕

「……西五百住領地ハ、昭和十式年度宛米小作人ハ大字掛りとの間ニ多少の確執もありて、最初より六割を主張、中々譲らず、為めに昭和拾参年六月五日如是・富田両駐在巡查の仲裁ニ而、宛米の五割式歩五厘減にて解決」〔近現代〕
「……昭和十三年七月末、八月ニ洪水アリテ、本町前野・東代再度浸水シタル為メト、時代ノ風潮トシテ作人ノ悪化ト

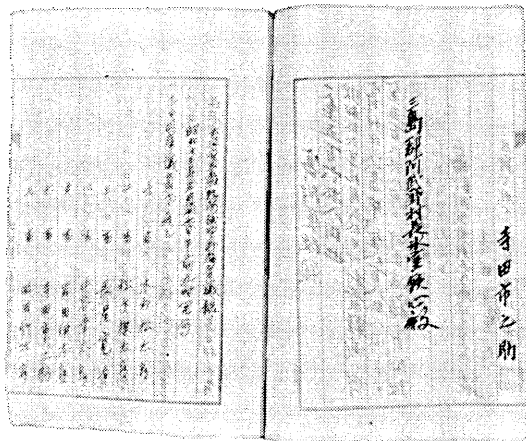
相俟チテ、作柄ハ夫レ迄ニナシト信スルニ拘ラズ、作人ハ十一月下旬ヨリ……減額ヲ……要求シ、種々数度ノ交渉ヲ継続シテ、遂ニ地主ノ譲歩ニヨリ……解決ヲナシタリ……」〔近現代〕
 「……昭和十四年度、……前野・東代ハ少シノ旱害ノ外ハ収穫多量ナリシニ拘ラズ、免引ノ話合ヲ生シ、作人悪化ノ近代状況トテ……」〔近現代〕
 〔一九〇〕

地主は減免を余儀なくされるにいたった。

戦時下農民の 戦時体制下に入ると、先述のようにかつて争議と抵抗 の伝統ある農民組合組織の多くは消滅して

いったが、組合組織のない地域の小作人たちはこのように地味ではあるがねばり強い争議を展開していたのであった。このような傾向は太平洋戦争期に突入後も変わらず、「……昭和拾七年度ハ、日本内地ハ昭和八年度以来の豊作との調査なりしも、肥料欠乏高、働銀高等の關係より、作人は減免を唱ひ、……」〔近現代〕
 「……昭和十八年度ハ、大体ニ於テ都合ノ年ナリシモ、労銀關係ト出穀上ノ都合等ニテ……」〔近現代〕
 「……昭和十九年度ハ……用水不足戦争下勞力不足等ニテ、……」〔近現代〕
 〔一九〇〕とも減免せざるをえない状況にあったのである。

このような戦時体制下の農村状況を律するものとして一九三八（昭和十三）年に農地調整法が成立したが、その核心となったのは、小作調停制の強化と自作農創設の拡充であり、国家総動員体制を保證する食糧



写391 阿武野村村会議録（市役所文書）

増産体制の確立がその主たる狙いであった。

先述した富田・如是地区のような戦時下の減免争議の執拗な展開が、前者の職権による強制調停などを規定した条項を必要とさせたのであった。また後者の方向はすでに前年の一〇月公布の「自作農創設維持補助成規則」により従来の自創事業の拡大強化がはかられており、例えば阿武野村でも一九三八（昭和一三）年三月に「夙ニ出作地主ニ対シ小作者ニ譲渡方交渉ノ結果其ノ談合順調ヲ見ルニ至レルヲ以テ」〔大阪府三島郡阿武野村村委会議録、会案第十一号、昭和十三年三月十一日提出〕自創資金の貸付けが実施されていたのである。

そして他方では、地主制の後退を促がすような国家による農業に対する戦時統制が強まりつつあった。一九三九（昭和一四）年の小作料引上げを規制する小作料統制令、四一年の二重価格制による小作料の実質低下と金納化、同年の農地価格を統制する臨時農地価格統制令、四四年の農地移動を規制する臨時農地等管理令などがそれである。侵略戦争がすすむ中で食糧増産が至上命令となり、地主制の重圧が障害となつて矛盾が増大し、その修正がはかられたのであるが、政治的支柱として地主制そのものをなくすことは不可能であったのであり、戦後の農地改革をまたねばならなかった。